

石狩市災害弔慰金の支給等に関する条例の一部改正について

1. 災害弔慰金の目的と定義

目的	<p>災害弔慰金の支給等に関する法律（昭和 48 年法律第 82 号）及び災害弔慰金の支給等に関する法律施行令（昭和 48 年政令第 374 号）の規定に準拠し支給するもので市民の福祉及び生活の安定に資することを目的とする。</p> <ul style="list-style-type: none"> ●災害弔慰金・・・暴風、豪雨等の自然災害により死亡した市民の遺族に対する支給。 ●災害障害見舞金・・・自然災害により精神又は身体に著しい障害を受けた市民に対し支給。 ●災害援護資金・・・自然災害により被害を受けた世帯の世帯主に対する貸付金。
定義	<p>災害・・・暴風、豪雨、豪雪、洪水、高潮、地震、津波、その他異常な自然現象による被害。</p> <p>市民・・・災害により被害を受けた当時、市の区域内に住所を有した者。</p>

2. 改正の趣旨

市町村の政策判断に基づき、被災者ニーズに応じた貸付けを実施できるよう、「地域の自主性及び自立性を高めるための改革の推進を図るための関係法律の整備に関する法律（第 8 次地方分権一括法）」による「災害弔慰金の支給等に関する法律の一部改正」が平成 30 年 6 月 27 日に公布され、災害援護資金の償還に係る利率は市町村の条例で定める事項となった。

また、東日本大震災時の特例により保証人がいない場合でも貸付けが認められたこと等を踏まえ「災害弔慰金の支給等に関する法律施行令の一部を改正する政令」が平成 31 年 1 月 30 日に公布され、災害援護資金貸付時の保証人の要否が市町村の判断に委ねられたほか、償還の方法や違約金についても所要の改正が行われた。

以上のことから、法律の一部改正に基づき「石狩市災害弔慰金の支給等に関する条例」を一部改正する。

3. 改正の内容

改正前	改正後
<p>(利率)</p> <p>第14条 災害援護資金は、<u>据置期間中は無利子とし、据置期間経過後は、その利率を延滞の場合を除き年3パーセントとする。</u></p> <p>(償還額)</p> <p>第15条 災害援護資金は、半年賦償還とする。</p> <p>2 償還方法は、<u>元利均等償還</u>の方法とする。ただし、貸付金の貸付けを受けた者は、いつでも繰上償還をすることができる。</p> <p>3 償還免除、<u>保証人</u>、一時償還、違約金及び償還金の支払猶予については、法第13条第1項及び令第8条から<u>第12条</u>までの規定によるものとする。</p>	<p>(保証人及び利率)</p> <p>第14条 災害援護資金は、無利子とする。</p> <p>2 <u>災害援護資金の貸付けを受けようとする者は、保証人を立てなければならない。ただし、市長が特別の理由があると認めたときは、この限りではない。</u></p> <p>3 <u>前項の保証人は、災害援護資金の貸付けを受けた者と連帯して債務を負担するものとし、その保障債務は、令第9条の違約金を包含するものとする。</u></p> <p>(償還額)</p> <p>第15条 災害援護資金は、<u>年賦償還、半年賦償還又は月賦償還</u>とする。</p> <p>2 償還方法は、<u>均等償還</u>の方法とする。ただし、貸付金の貸付けを受けた者は、いつでも繰上償還をすることができる。</p> <p>3 償還免除、一時償還、違約金及び償還金の支払猶予については、法第13条第1項及び令第8条から<u>第11条</u>までの規定によるものとする。</p>

4. 施行期日

この条例は公布の日から施行する